

新	旧
<p data-bbox="562 285 734 316">約款・規定集</p> <p data-bbox="591 381 705 411">勧誘方針</p> <p data-bbox="754 480 1095 555">令和元年 10 月 01 日 改訂 株式会社 DMM.com 証券</p> <p data-bbox="199 624 1097 847">当社は、お客様本位の勧誘を行うために、「金融商品の販売等に関する法律」「金融商品取引法」「<u>商品先物取引法</u>」その他関係法令・諸規則を遵守し、以下の方針に則り適正な勧誘を行ってまいります。<u>なお、この「勧誘方針」は金融商品の販売等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づくものです。</u></p> <p data-bbox="206 916 1097 1038">1. 当社は、投資勧誘に当たって、お客様の金融商品に関する知識、投資経験、財産の状況、投資目的を踏まえ、適切な商品の勧誘と商品内容やリスク内容の平易な説明に努めます。</p> <p data-bbox="206 1107 338 1137">2. (省略)</p> <p data-bbox="206 1206 1097 1329">3. 当社は、お客様の信頼の確保を第一義とし、断定的判断の提供や事実と異なる情報の提供など、お客様の誤解を招くような勧誘<u>を</u>行いません。</p>	<p data-bbox="1487 285 1659 316">約款・規定集</p> <p data-bbox="1516 381 1630 411">勧誘方針</p> <p data-bbox="1124 624 2022 751">当社は、お客様本位の勧誘を行うために、「金融商品の販売等に関する法律」、「金融商品取引法」その他関係法令・諸規則を遵守し、以下の方針に則り適正な勧誘を行ってまいります。</p> <p data-bbox="1131 916 2022 1038">1. 当社は、投資勧誘に当たって<u>は</u>、お客様の金融商品に関する知識、投資経験、財産の状況、投資目的を踏まえ、適切な商品の勧誘と商品内容やリスク内容の平易な説明に努めます。</p> <p data-bbox="1131 1107 1263 1137">2. (省略)</p> <p data-bbox="1131 1206 2022 1329">3. 当社は、お客様の信頼の確保を第一義とし、断定的判断の提供や事実と異なる情報の提供など、お客様の誤解を招くような勧誘<u>は</u>行いません。</p>

<p>4. 当社は正当な理由なく、深夜や早朝などの不適當な時間帯に、電話・訪問による勧誘を行いません。<u>勧誘に際し、ご迷惑な場合は、その旨を担当者又は部店長まで必ずお申しつけください。</u></p> <p><u>5. 当社は、DMM バヌーシーにおいて、競馬関与禁（停）止者及び厩舎関係者等への勧誘を行いません。</u></p> <p><u>6.</u> 当社は、お客様に適切な勧誘が行われるよう、研修体制を充実し、知識技能の習得・研鑽に努めます。</p> <p><u>7.</u> 当社は、法令・諸規則を遵守し、適切な投資勧誘が行われるよう、内部管理体制の整備・強化に努めます。</p> <p>当社におきましては、金融商品への投資及び商品取引契約はお客様自身の判断と責任において行われるべきであることをご理解いただくよう、適切な情報提供に努めております。</p> <p>勧誘方法又はお取引について、お気づきの点がございましたら、<u>当社</u> コンプライアンス部（電話 03-3517-3285）までご連絡ください。</p> <p>（削除）</p>	<p>4. 当社は、<u>勧誘を行う時間帯、場所、方法について十分に配慮し、</u>正当な理由なく、深夜や早朝などの不適當な時間帯に、電話・訪問による勧誘は行いません。</p> <p>（新設）</p> <p><u>5.</u> 当社は、お客様に適切な勧誘が行われるよう、研修体制を充実し、知識技能の習得・研鑽に努めます。</p> <p><u>6.</u> 当社は、法令・諸規則を遵守し、適切な投資勧誘が行われるよう、内部管理体制の整備・強化に努めます。</p> <p>当社におきましては、金融商品への投資及び商品取引契約はお客様自身の判断と責任において行われるべきであることをご理解いただくよう、適切な情報提供に努めております。</p> <p>勧誘方法又はお取引について、お気づきの点がございましたら、<u>本店</u> コンプライアンス部（電話 03-3517-3285）までご連絡ください。</p> <p><u>この「勧誘方針」は「金融商品の販売等に関する法律」第9条第1項に基づくものです。</u></p>
--	--

非課税上場株式等管理に関する約款	非課税上場株式等管理に関する約款
<p>第1条（約款の趣旨） （省略）</p>	<p>第1条（約款の趣旨） （省略）</p>
<p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）</p>	<p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）</p>
<p>1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日（9月30日）までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第<u>24</u>項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」（既に当社に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限ります。）」、「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」（既に当社に非課税口座を開設している場合には、「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」）又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」を提出するとともに、当社に対して<u>租税特別措置法</u>第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は<u>租税特別措置法</u>第18条の15の3第21項において準用する<u>租税特別措置法</u>施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知</p>	<p>1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日（9月30日）までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第<u>20</u>項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「<u>非課税管理</u>勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して<u>同法</u>第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第13項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」</p>

<p>し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当社で別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2. 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、<u>「非課税適用確認書の交付申請書」又は「非課税口座簡易開設届出書」</u>について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第<u>21</u>項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第<u>8</u>号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p>	<p>が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当社で別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2. 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」<u>又は</u>「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第<u>17</u>項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第<u>5</u>号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p>
--	---

<p>(1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき。</p> <p>(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき。</p> <p>5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社又は金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下、「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>第3条 (非課税管理勘定の設定)</p> <p>1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(本約款に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載若しくは記録又は</p>	<p>(1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき。</p> <p>(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき。</p> <p>5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社又は金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下、「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」を交付します。</p> <p>第3条 (非課税管理勘定の設定)</p> <p>1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(本約款に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項各号に規定する株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載若しくは記録又は保</p>
---	---

<p>保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」<u>若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」</u>に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」<u>又は「非課税口座簡易開設届出書」</u>が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日。）において設けられます。</p> <p>第4条（非課税管理勘定における処理）</p> <p>1. <u>非課税上場株式等管理契約に基づいた</u>上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、<u>非課税口座に設けられた</u>非課税管理勘定において処理いたします。</p> <p>第5条（非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>1. 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の</p>	<p>管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成29年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」<u>又は「非課税管理勘定廃止通知書」</u>に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日。）において設けられます。</p> <p>第4条（非課税管理勘定における処理）</p> <p>1. 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。</p> <p>第5条（非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>1. 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の</p>
--	---

<p>営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの(に限り、<u>租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等</u>を除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>(1) 次に掲げる上場株式等で、第 3 条第 2 項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、<u>購入した上場株式等</u>についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が 120 万円(②により受け入れた上場株式等がある<u>場合</u>には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>イ) 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う有価証券の募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する<u>有価証券</u>の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ) 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14</p>	<p>営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの(に限ります。)のみを受け入れます。</p> <p>(1) 次に掲げる上場株式等で、第 3 条第 2 項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、<u>購入した上場株式等</u>についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の<u>場合：非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの</u>移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が 120 万円(②により受け入れた上場株式等がある<u>ときは</u>、当該上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>イ) 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う有価証券の募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する<u>上場株式等</u>の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ) 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14</p>
--	---

<p>の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第<u>10</u>項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等 ((2)に掲げるものを除きます。)</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>11</u>項により読み替えて準用する同条第<u>10</u>項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>12</u>項に規定する上場株式等</p> <p>第6条 (譲渡の方法)</p> <p>1. 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第<u>4</u>号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>第7条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p>	<p>の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第<u>9</u>項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等 ((2)に掲げるものを除きます。)</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>10</u>項により読み替えて準用する同条第<u>9</u>項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>11</u>項に規定する上場株式等</p> <p>第6条 (譲渡の方法)</p> <p>1. 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第<u>3</u>号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>第7条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p>
--	---

1. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、本約款第5条第1号口及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

1. 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降、5年を経過する日に終了いたします（本約款第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。
2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号

1. 非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払い出しがあったものとみなされるものを含みます。）、当社は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

1. 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降、5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。
2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいず

<p><u>に掲げる場合に</u>応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>(1) <u>お客様から非課税管理勘定の終了する年の9月30日までに当社に対して本約款第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</u></p> <p>(2) <u>お客様から非課税管理勘定の終了する年の9月30日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</u></p> <p>(3) <u>前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第9条 (非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法等) (省略)</p> <p>第10条 (非課税口座取引である旨の明示) (省略)</p> <p>第11条 (取得対価の額の合計額が120万円を超える場合の取扱い)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第1項の規定は、<u>本約款第5条第1号に掲げる上場株式等において</u></p>	<p><u>れか</u>により取扱うものとします。</p> <p>(1) <u>第5条第1号口に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限りま</u>す。)</p> <p>(2) <u>非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいいます。)への移管(特定口座への移管は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りま</u>す。)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第9条(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)</u></p> <p>1. <u>当社は、第5条第1号口及び前条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号又は第2号に定めるところにより行</u>います。</p> <p>第10条 (非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法等) (省略)</p> <p>第11条 (非課税口座取引である旨の明示) (省略)</p> <p>第12条 (取得対価の額の合計額が120万円を超える場合の取扱い)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第1項の規定は、第5条第1号に掲げる上場株式等においても同様</p>
--	---

<p>も同様とします。</p> <p>第 <u>12</u> 条（契約の解除）</p> <p>1. 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に非課税上場株式等管理に係る契約は解除されます。</p> <p>(1) お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>21</u> 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった<u>場合 当該提出日</u></p> <p>(2) 租税特別措置法第 <u>37</u> 条の <u>14</u> 第 <u>27</u> 項第 <u>2</u> 号に定める「出国届出書」の提出があった<u>場合 出国日</u></p> <p>(3) お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第 <u>37</u> 条の <u>14</u> 第 <u>31</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた<u>日</u></p> <p>(4) お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった<u>場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</u></p> <p>(5) お客様が、「証券取引約款」第 47 条（解約）に定める事由に該当したとき</p> <p>(6) お客様が本約款の変更に同意されないとき</p> <p>第 <u>13</u> 条（合意管轄） （省略）</p>	<p>とします。</p> <p>第 <u>13</u> 条（契約の解除）</p> <p>1. 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に非課税上場株式等管理に係る契約は解除されます。</p> <p>(1) お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>17</u> 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった<u>とき。</u></p> <p>(2) 租税特別措置法<u>施行令第 25</u> 条の <u>13</u> の <u>4</u> 第 <u>1</u> 項に定める「出国届出書」の提出があったとき。</p> <p>(3) お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、租税特別措置法<u>施行令第 25</u> 条の <u>13</u> の <u>4</u> 第 <u>2</u> 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた<u>とき。</u></p> <p>(4) お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった<u>とき。</u></p> <p>(5) お客様が、「証券取引約款」第 47 条（解約）に定める事由に該当したとき</p> <p>(6) お客様が本約款の変更に同意されない<u>とき。</u></p> <p>第 <u>14</u> 条（合意管轄） （省略）</p>
--	--

<p>第 <u>14</u> 条 (約款の変更) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>令和元年 10 月 1 日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>第 1 条 (約款の趣旨) (省略)</p> <p>第 2 条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>1. お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出すると共に、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租</p>	<p>第 <u>15</u> 条 (約款の変更) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>第 1 条 (約款の趣旨) (省略)</p> <p>第 2 条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>1. お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出すると共に、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定</p>
---	---

<p>税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>20</u> 項により読み替えて準用する同令第 25 の 13 第 <u>22</u> 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所) を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れている時は、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管致します。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. お客様がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 <u>20</u> 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>8</u> 項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座</p>	<p>税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>17</u> 項により読み替えて準用する同令第 25 の 13 第 <u>13</u> 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所) を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れている時は、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管致します。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. お客様がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 <u>20</u> 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>5</u> 項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年</p>
--	---

<p>が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>5. (省略)</p> <p>第3条 (非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>1. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定 (本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等 (租税特別措置法第37条の14第1項第1号に掲げるものをいいます。本約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2018年から2023年までの各年 (お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。))の1月1日に設けられます。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定 (本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2024年から2028年までの各年 (お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。))の1月1日に設けられます。</p>	<p>年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>5. (省略)</p> <p>第3条 (非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>1. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定 (本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等 (租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。本約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、平成30年から平成35年までの各年 (お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。))の1月1日に設けられます。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定 (本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、平成36年から平成40年までの各年 (お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。))の1月1日に設けられます。</p>
---	--

<p>第4条（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理）（省略）</p>	<p>第4条（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理）（省略）</p>
<p>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p>	<p>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p>
<p>1. （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第<u>20</u>項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第<u>12</u>項各号に規定する上場株式等</p> <p>2. （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第<u>20</u>項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第<u>12</u>項各号に規定する上場株式等</p>	<p>1. （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第<u>17</u>項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第<u>10</u>項各号に規定する上場株式等</p> <p>2. （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第<u>17</u>項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第<u>11</u>項各号に規定する上場株式等</p>
<p>第6条（譲渡の方法）</p>	<p>第6条（譲渡の方法）</p>
<p>1. 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限り。）又は租税特別措置法</p>	<p>1. 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限り。）又は租税特別措置法</p>

<p>第 37 条の 10 第 3 項第 <u>4</u> 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>第 7 条（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>1. 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>(1) 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下、「5 年経過日」といいます。）において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第 5 条第 1 項第 1 号ロ<u>若しくは第 2 号</u>又は同条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号の移管がされるものを除きます。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第 8 条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>1. 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>(1) 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条</p>	<p>第 37 条の 10 第 3 項第 <u>3</u> 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>第 7 条（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>1. 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>(1) 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下、「5 年経過日」といいます。）において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第 5 条第 1 項第 1 号ロ又は同条第 2 項第 1 号の移管がされるものを除きます。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第 8 条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>1. 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>(1) 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条</p>
---	--

<p>の 15 の 10 第 8 項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと。</p> <p>(2) 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下本号及び第 16 条第 2 号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。）又は贈与をしないこと。</p> <p>イ) 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第 9 条～第 11 条 (省略)</p> <p>第 12 条 (出国時の取扱い)</p> <p>1. お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p>	<p>の 15 の 10 第 8 項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと。</p> <p>(2) 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下本号及び第 16 条第 2 号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。）又は贈与をしないこと。</p> <p>イ) 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号、第 2 号、第 5 号又は第 6 号に規定する事由による譲渡。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第 9 条～第 11 条 (省略)</p> <p>第 12 条 (出国時の取扱い)</p> <p>1. お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 9 項第 2 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p>
---	---

<p>2. (省略)</p> <p>3. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第<u>10</u>項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>第13条～第14条 (省略)</p> <p>第15条(譲渡の方法)</p> <p>1. 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限り、)又は租税特別措置法第37条の10第3項第<u>4</u>号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p>	<p>2. (省略)</p> <p>3. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第<u>8</u>項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>第13条～第14条 (省略)</p> <p>第15条(譲渡の方法)</p> <p>1. 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限り、)又は租税特別措置法第37条の10第3項第<u>3</u>号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p>
---	--

<p>第 16 条（課税管理勘定での管理）（省略）</p> <p>第 17 条（課税管理勘定の金銭等の管理）</p> <p>1. （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>イ) 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第 18 条～第 26 条 （省略）</p> <p>第 27 条（非課税口座のみなし開設）</p> <p>1. <u>2017</u> 年から <u>2023</u> 年までの各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2. 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課</p>	<p>第 16 条（課税管理勘定での管理）（省略）</p> <p>第 17 条（課税管理勘定の金銭等の管理）</p> <p>1. （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>イ) 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号、第 2 号、第 5 号又は第 6 号に規定する事由による譲渡。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第 18 条～第 26 条 （省略）</p> <p>第 27 条（非課税口座のみなし開設）</p> <p>1. <u>平成 29</u> 年から <u>平成 35</u> 年までの各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2. 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税</p>
---	---

<p>税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>第 28 条 (取得対価の額の合計額が 80 万円を超える場合の取扱い) (省略)</p> <p>第 29 条 (本契約の解除)</p> <p>1. 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>20</u> 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合、出国日。</p> <p>(4) お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。)租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>20</u> 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)。</p> <p>(5) お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別</p>	<p>適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>第 28 条 (取得対価の額の合計額が 80 万円を超える場合の取扱い) (省略)</p> <p>第 29 条 (本契約の解除)</p> <p>1. 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>17</u> 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合、出国日。</p> <p>(4) お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。)租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>17</u> 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)。</p> <p>(5) お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別</p>
--	---

<p>措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>20</u> 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合、本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>令和元年 10 月 1 日 改訂</u></p>	<p>措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>17</u> 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合、本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---